犬及び猫の飼養管理等業務委託仕様書

動物愛護センター及び犬・猫保護管理所における犬及び猫(以下「犬等」という。)の飼養管理等に関する業務は、この仕様書に従い実施するものとする。

第1 動物愛護センターにおける業務

1 業務実施施設

施設名	所 在 地	敷地面積	犬等の飼養管理施設
福島県動物愛護	田村郡三春町	8, 387 m²	362. 11 m²
センター	大字上舞木字向田17番		

2 委託業務内容

- (1) 動物愛護センター内の犬・猫保護管理施設の保守及び清掃
- (2) 収容犬等の飼養管理

3 業務遂行上の留意点

- (1) 動物愛護センター内の犬・猫保護管理施設の保守及び清掃
 - ア 大等の収容施設及び付属施設の保守及び管理を十分に行い、事故の発生防止に 努めること。
 - イ 大等の収容施設及び付属施設の清掃及び汚物の処理を十分に行い、悪臭の発生 防止及び周囲の環境保全に努めること。
- (2) 収容犬等の飼養管理
 - ア 大等の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水の給与を行うこと。
 - イ 大等の種類、習性、年齢、発育状況等を考慮して、適正な保管場所への収容に 努めること。
 - ウ 犬等が保管場所から脱出しないよう十分注意すること。
 - エ 大等の健康管理について十分留意し、異常を認めた場合には、動物愛護センターへの通報等、必要な措置を講ずること。

(3) その他

- ア 管理等業務の翌日午後3時までに作業日報(別記様式1)を動物愛護センター に提出すること。なお、日報用紙は受託者負担とする。
- イ 業務に従事する者の名簿(住所等を記載した書類)を業務着手日までに動物愛護センターに提出すること。また、変更のあった場合には、速やかにその旨を動物愛護センターに連絡すること。
- ウ 服務規律を厳正にし、県に対し迷惑となることのないよう努めること。
- エ 来客の応接に対しては、言語態度に十分注意すること。
- オ 緊急事態が発生した場合には、速やかに動物愛護センターに連絡すること。
- カ この仕様書に定めのない事項については、委託者の指示に従うこと。

4 管理等業務を実施する期間等

業務を実施する時間は、午前9時から正午、午後1時から午後4時30分までの計

6時間30分とする。

5 貸与物件

(1) 貸与物件は以下のとおりとする。

施設名	所 在 地	控え室面積
福島県動物愛護センター	田村郡三春町大字上舞木字向田17番	4. 74 m²

- (2) 貸与物件に係る管理等業務のために発生した光熱水費、消耗品費及び一般廃棄物処理費は委託者の負担とする。
- (3) (2)以外に発生した費用がある場合は、負担者及び負担割合を協議するものとする。

第2 犬・猫保護管理所における業務

1 業務実施施設

施設名	所 在 地	敷地面積	犬等の
			飼養管理施設
会津地区犬・猫	会津若松市大戸町	872. 15 m²	$76.70\mathrm{m}^2$
保護管理所	上雨屋234番地		
相双地区犬・猫	南相馬市原町区	1363. 01 m²	$114.5\mathrm{m}^2$
保護管理所	下渋佐字平164番地4号		

2 委託業務内容

- (1) 犬・猫保護管理所の保守及び清掃
- (2) 収容犬等の飼養管理
- (3) 殺処分した犬等の焼却
- (4) 収容大等の引き渡し

3 業務遂行上の留意点

- (1) 犬・猫保護管理所の保守及び清掃
 - ア 大等の収容施設及び付属施設の保守及び管理を十分に行い、事故の発生防止に 努めること。
 - イ 大等の収容施設及び付属施設の清掃及び汚物の処理を十分に行い、悪臭の発生 防止及び周囲の環境保全に努めること。
- (2) 収容犬等の飼養管理
 - ア 大等の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水の給与を行うこと。
 - イ 大等の種類、習性、年齢、発育状況等を考慮して、適正な保管場所への収容に 努めること。
 - ウ 犬等が保管場所から脱出しないよう十分注意すること。
 - エ 大等の健康管理について十分留意し、異常を認めた場合には、管轄する福島県 動物愛護センター支所(以下、「センター支所」という。)への通報等必要な措置 を講ずること。
- (3) 殺処分した犬等の焼却

焼却設備の点検及び管理を十分に行い、火災の発生防止に努めること。

(4) 収容犬等の引き渡し

抑留犬等引き渡し票を持参した収容犬等の所有者等には、遅滞なく当該犬等を引き渡してその記録を保存しておくこと。

(5) その他

- ア 管理等業務の翌日午後3時までに作業日報(別記様式2)を管轄するセンター 支所に提出すること。なお、日報用紙は受託者負担とする。
- イ 業務に従事する者の名簿(住所等を記載した書類)を業務着手日までに管轄する センター支所に提出すること。また、変更のあった場合には、速やかにその旨を 管轄するセンター支所に連絡すること。
- ウ 服務規律を厳正にし、県に対し迷惑となることのないよう努めること。
- エ 来客の応接に対しては、言語態度に十分注意すること。
- オ 緊急事態が発生した場合には、速やかに管轄するセンター支所に連絡すること。
- カ この仕様書に定めのない事項については、委託者の指示に従うこと。

4 管理等業務を実施する期間等

- (1) 平日は、午前9時から正午、午後1時から午後4時までのうち、それぞれ2時間ずつの計4時間とする。
- (2) 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日は、1日2時間とする。

5 貸与物件

(1) 貸与物件は以下のとおりとする。

施設名	所 在 地	事務所面積
会津地区犬・猫	会津若松市大戸町	43. 33 m²
保護管理所	上雨屋234番地	
相双地区犬・猫	南相馬市原町区	32. 02 m²
保護管理所	下渋佐字平164番地2号	

- (2) 貸与物件に係る管理等業務のために発生した光熱水費、消耗品費及び一般廃棄物処理費は委託者の負担とする。
- (3) (2)以外に発生した費用がある場合は、負担者及び負担割合を協議するものとする。

第3 委託業務実施結果報告書

契約書第6条に規定する委託業務実施結果報告書(福島県動物愛護センター)の様式は、次のとおりとする。

年 月 日

福島県知事

住所

氏名 印 (法人にあっては、名称及び代表者職・氏名)

委託業務実施結果報告書 このことについて、業務委託契約書第6条の規定により 年 月分について下記のとおり報告します。

記

- 1 業務実施施設名 福島県動物愛護センター
- 2 施設の保守及び清掃
- (1)保守・清掃期間 年 月 日から 月 日まで
- (2)保守・清掃日数 日
- 3 収容犬等の飼養管理(月間頭数)
- (1) 犬 頭
- (2)猫 匹 計 頭匹

上記報告書に基づき検査を行ったところ、適正に実施されていることを確認しました。

年 月 日

所 属 動物愛護センター 検査員 職・氏名 印 契約書第6条に規定する委託業務実施結果報告書(犬・猫保護管理所)の様式は、次のとおりとする。

年 月 日

福島県知事

住所

氏名 印 (法人にあっては、名称及び代表者職・氏名)

委託業務実施結果報告書

このことについて、業務委託契約書第6条の規定により 年 月分について下記のとおり報告します。

記

1 業務実施施設名 地区犬・猫保護管理所

2 施設の保守及び清掃

(1)保守・清掃期間 年 月 日から 月 日まで

(2)保守・清掃日数 日

3 収容犬等の飼養管理(月間頭数)

(1) 犬 頭

(2)猫 匹 計 頭匹

4 殺処分した犬等の焼却 (月間頭数)

(1) 犬 頭

(2)猫 匹 計 頭匹

5 収容犬等の引き渡し(月間頭数)

(1) 犬 頭

(2)猫 匹 計 頭匹

上記報告書に基づき検査を行ったところ、適正に実施されていることを確認しました。

年 月 日

所属動物愛護センター 支所

検査員職・氏名

第4 委託業務完了報告書

契約書第8条に規定する委託業務完了報告書の様式は、次のとおりとする。

委託業務完了報告書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名 印 (法人にあっては、名称及び代表者職・氏名)

委託業務の名称 大及び猫の飼養管理等業務

委 託 料 円

委託期間 年月日~ 年月日

上記の業務が完了しましたので報告します。